

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

- 港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾課) 一
- 入港料条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二
- 港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

告 示

- 知事指定薬物の指定 (業務課) 二
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (水産林政総務課) 二
- 道路の区域変更(三件) (道路課) 三
- 道路の供用開始(三件) (同) 三
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四
- 建築士免許の取消し (建築宅地課) 四
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 六
- 土地改良区役員の退任の届出 (北部地方振興事務所) 七
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 七

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (教育庁高校教育課) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 一二

教育委員会

- 宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 一四
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示 一四

選挙管理委員会

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示の廃止について 一四
- 宮城県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について 一四

監査委員

- 宮城県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令 一五
- 宮城県監査委員事務局職員の修学部分休業に関する規程 一五

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示 一六

公安委員会

- 宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 一六
- 宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を利用して行うことのできる手続等 一八

収用委員会

- 宮城県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 一八
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示 一九

規 則

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二百二十四号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「令和三年九月三十日」を「令和四年三月三十一日」に、「一年以内」を「二年以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二百五号

入港料条例施行規則の一部を改正する規則

入港料条例施行規則(昭和五十二年宮城県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「令和三年九月三十日」を「令和四年三月三十一日」に、「一年以内」を「二年以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二百二十六号

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則(平成十二年宮城県規則第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和三年九月三十日」を「令和四年三月三十一日」に、「一年以内」を「二年以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百四十五号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

1 化学名 エチルニ―「ニ―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール―三―カルボキサミド)―三―メチルブタノアート及びその塩類(通称名…5F―EMBIPIA)

2 化学名 ニ―(メチルアミノ)―一―(チオフェニ―ニ―イル)プロパン―一―オン及びその塩類(通称名…2―Thiothinnone)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和三年八月二十七日

○宮城県告示第六百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

荒浜北部地区横山分区分

二 処分の年月日

令和三年八月十八日

○宮城県告示第六百四十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定

する要件に適合するものと認める。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百六十三 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)で 告示された 宮城県漁業協 同組合の表浜 支所の地区の うち小浜浜の 区域	令和三年八月 十一日	石巻市小浜浜南一七 石森貴俊 石巻市給分浜羽黒下二 十一 木村 美輝	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二十一人

○宮城県告示第六百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年八月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南蔵王白石線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
白石市福岡八宮字弥治郎東三八番四地先から 同市福岡八宮字弥治郎東四二番一地先まで		前 後	三二・五 六一・三	二五・七 二五・七

○宮城県告示第六百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年八月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川前白石線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町耕野字大釜東八番一地先から 同郡同町耕野字大釜西二一番一地先まで		前 後	三・七 五・一	三二・〇 三二・〇

○宮城県告示第六百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年八月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平松梁川線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町耕野字西山一四番二地先から 同郡同町耕野字西山一四番二地先まで		前 後	一一・二 一七・三	三六・九 三六・九

○宮城県告示第六百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	南蔵王白石線	白石市福岡八宮字弥治郎東三八番四地先から同市福岡八宮字弥治郎東四二番一地先まで	令和三年八月二十七日

○宮城県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	川前白石線	伊具郡丸森町耕野字大釜東八番一地从先から同郡同町耕野字大釜西二一番一地从先まで	令和三年八月二十七日

○宮城県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	平松梁川線	伊具郡丸森町筆甫字西山一四番二一地从先から同郡同町筆甫字西山一四番二一地从先まで	令和三年八月二十七日

○宮城県告示第六百五十四号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類
 - 仙塩広域都市計画火葬場

2 名称

- 一 号 塩竈斎場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	資格	登録番号	免許取消しの理由
令和三年八月十九日	谷 克二	二級建築士	第一万九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	石垣 幸一	二級建築士	第三千八百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	阿部 勝	二級建築士	第六千七百七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	大山 悦雄	二級建築士	第七千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	三浦 金雄	二級建築士	第九千七百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	佐藤 文男	二級建築士	第四千九百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	小川 善朗	二級建築士	第一万九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和三年八月十九日	板橋 満	二級建築士	第五千七百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	熊谷 隆三	二級建築士	第三千八百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	武内 勇	二級建築士	第三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	曾根 治	二級建築士	第三千八百十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	豊田 道夫	二級建築士	第六千五百四十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	會田 吉孝	二級建築士	第三千四百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	川嶋 敏	二級建築士	第一万九千九百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	齋藤 敏義	二級建築士	第四千七百三十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	伊藤 義輝	二級建築士	第三千二百九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	高橋 順喜	二級建築士	第七千九百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	和泉 仁一	二級建築士	第五千六百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	須藤 千代	二級建築士	第五千二百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	門間 逸雄	二級建築士	第四千七百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	菅野 行由	二級建築士	第一万二百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	伊藤 均	二級建築士	第七千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	遠藤 傳	二級建築士	第七千九百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	重 二階堂 忠	二級建築士	第八千四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	八卷 憲司	二級建築士	第五千九百一十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	津田 昭虎	二級建築士	第五千九百一十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	太田 勝明	二級建築士	第五千九百一十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和三年八月十九日	櫻井 正	二級建築士	第八千七百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	嵯峨 松四郎	二級建築士	第四千二百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	門野 豊	二級建築士	第四千七百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	土橋 義三	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	木村 久辰	二級建築士	第一万四千四百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	横山 勝夫	二級建築士	第三千六百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	熊谷 徳之	二級建築士	第四千七百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	渡邊 輝男	二級建築士	第八千二百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	佐伯 時男	二級建築士	第三千六百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	浅野 強	二級建築士	第四千七百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	今野 佳治	二級建築士	第五千六百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	阿部 春吾	二級建築士	第四千二百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	安達 昭三	二級建築士	第四千三百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	橋本 重司	二級建築士	第三千四百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	日野 勇	二級建築士	第六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	菊地 利男	二級建築士	第八千九百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	中山 壽昭	二級建築士	第四千七百九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	白鳥 敬喜	二級建築士	第三千七百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	石崎 元一	二級建築士	第四千五百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	熊谷 利也	二級建築士	第七千八百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和三年八月十九日	伊東 昭夫	二級建築士	第六千三百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	吉村 榮	二級建築士	第三千五百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	鮫名 正章	二級建築士	第四千九百五十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	成田 直敏	二級建築士	第七千七百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	児玉 正義	二級建築士	第九千五百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	鈴木 敏男	二級建築士	第三千六百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	熊谷 隆司	二級建築士	第四千二百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	蓬田 英雄	二級建築士	第八千二百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	小室 正夫	二級建築士	第八千六百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	品川 光男	二級建築士	第三千八百二二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	関谷 良治	二級建築士	第一万八千九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	宮内 稔	二級建築士	第三千五百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	遠藤 孝明	二級建築士	第三千九百九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	星 清	二級建築士	第三千九百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	千葉 勝弘	二級建築士	第五千六百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	松木 孝	二級建築士	第五千四百十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	松田 頼英	二級建築士	第五千九百十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	磯野 幸雄	二級建築士	第三千六百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	山岸 俊雄	二級建築士	第四千七百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	阿部 征夫	二級建築士	第四千四百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和三年八月十九日	菅野 征次	二級建築士	第三千五百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	堀米 進三	二級建築士	第四千二百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	門馬 毅	二級建築士	第五千七百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	藤田 鋼司	二級建築士	第三千五百七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	三浦 完造	二級建築士	第六千二百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	大町 龍夫	二級建築士	第六千九百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	鈴木 正之	二級建築士	第四千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	中塩 慶司	二級建築士	第七千五百七十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	鶴田 昇	二級建築士	第三千九百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	石川 哲夫	二級建築士	第五千二百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	今野 治雄	二級建築士	第五千二百六十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	佐々木 忠男	二級建築士	第五千二百九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	及川 昭雄	二級建築士	第三千八百二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	木村 清人	二級建築士	第四千十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	佐藤 一夫	二級建築士	第七千三百二十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	齋藤 他美	二級建築士	第四千三百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和三年八月十九日	大坂 佳孝	二級建築士	第四千四百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第六百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、宮城県七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年八月二十七日

宮城県仙台地方振興事務所
所 長 富 田 政 則

一 就任した者

令和三年七月二十六日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊七十番地の一	理事
令和三年七月二十六日	岩本 松治	宮城県七ヶ浜町湊浜二丁目九番地の一	理事
令和三年七月二十六日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害十四番地	理事
令和三年七月二十六日	寺澤 善二	宮城県七ヶ浜町花淵浜字五月田六十番地の二十	理事
令和三年七月二十六日	米 善蔵	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田三十番地の一	理事
令和三年七月二十六日	星 辰男	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷二十三番地	理事
令和三年七月二十六日	伊藤 新一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字東兼田十六番地の一	理事
令和三年七月二十六日	渡辺 弘	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地十八番地	理事
令和三年七月二十六日	齋藤 庄英	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田六番地の四	監事
令和三年七月二十六日	阿部 真也	宮城県七ヶ浜町笹山十五番地の十一	監事

二 退任した者

令和三年七月二十五日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊七十番地の一	理事
令和三年七月二十五日	岩本 松治	宮城県七ヶ浜町湊浜二丁目九番地の一	理事
令和三年七月二十五日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害十四番地	理事
令和三年七月二十五日	寺澤 善二	宮城県七ヶ浜町花淵浜字五月田六十番地の二十	理事

令和三年七月二十五日	米 善蔵	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田三十番地の一	理事
令和三年七月二十五日	星 辰男	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷二十三番地	理事
令和三年七月二十五日	伊藤 新一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字東兼田十六番地の一	理事
令和三年七月二十五日	和泉 正栄	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字中田六番地の七	理事
令和三年七月二十五日	鈴木 利雄	宮城県七ヶ浜町笹山十五番地の八	監事
令和三年七月二十五日	齋藤 庄英	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田六番地の四	監事

○宮城県告示第六百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、色麻土地改良区役員
の退任について、次のとおり届出があった。

令和三年八月二十七日

宮城県北部地方振興事務所
所 長 千 葉 幸 太 郎

退任した者

令和三年八月六日	吉田 耕作	加美郡色麻町大字下本町一番地一	監事
----------	-------	-----------------	----

○宮城県告示第六百五十八号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三
十条第二項の規定により、令和三年八月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年八月二十七日

宮城県東部地方振興事務所
所 長 小 林 一 裕

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年八月二十七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市増田七丁目三百三十三番、四百四番一、七百一番一、七百二番、七百四十五番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区宮町四丁目五番四十三号
令和エステート株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 操船シミュレーター調達及びシステム構築業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結の日から令和四年三月二十五日まで
- 4 施行場所 宮城県気仙沼向洋高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

（一）入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

（二）入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

（三）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（四）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（五）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品に対する迅速な保守及び修理の体制（出張所、代理店等を含むものとし、委託する場合を含む。）が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ令和三年九月八日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二一一一三六二三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年九月八日（水）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年九月十三日（月）から令和三年九月二十二日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年九月二十二日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年九月二十九日（水）午前九時から令和三年十月七日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年十月七日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和三年十月八日（金）午前十一時 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第一百一十号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Procurement of ship handling simulator and system development (1 set)

2 Period of Implementation : From contract settlement to March 25, 2022 (Fri)

3 Place of Implementation : Miyagi Prefecture Kesennuma Koyo High School

4 Deadline and Place for Bid Submission : October 7, 2021 (Thu), 5:00 p.m.

Administration Management Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : October 8, 2021 (Fri), 11:00 a.m.

Miyagi Prefectural Government Office 16th floor, inside Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

6 Contact Information : Administration Management Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan

Tel.: 022-211-3623

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 CAD/CAMシステム調達及びシステム構築業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から令和四年三月二十五日まで

4 施行場所 宮城県工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品に対する迅速な保守及び修理の体制（出張所、代理店等を含むものとし、委託する場合を含む。）が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和三年九月八日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課キャリア教育班（電話〇二二一二一一三六二五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年九月八日（水）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年九月十三日（月）から令和三年九月二十二日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年九月二十二日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年九月二十九日（水）午前九時から令和三年十月七日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年十月七日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

令和三年十月八日（金）午前十時 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の四の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則（令和三年宮城県規則第一百一十一号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Procurement of CAD/CAM system and system development (1 set)

2 Period of Implementation : From contract settlement to March 25, 2022 (Fri)

3 Place of Implementation : Miyagi Prefecture Technical High school

4 Deadline and Place for Bid Submission : October 7, 2021 (Thu), 5 : 00 p.m.

Career Education Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : October 8, 2021 (Fri), 10 : 00 a.m.

Miyagi Prefectural Government Office 16th floor, inside Upper Secondary School Education Division.

6 Contact Information : Career Education Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan

Tel.: 022211-3625

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 警察無線機（IPR形警察移動無線機）一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和四年十月二十八日

4 納入場所 宮城県警察本部総務部装備施設課

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしている」と認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五）へ令和三年九月十三日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三六）

2 入札説明書の交付期限

令和三年九月八日（水）とする。ただし、郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年九月十三日（月）まで1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和三年九月二十二日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和三年十月七日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便に

て1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年十月八日（金）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第一百一十号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters October 7, 2021, 5:00 p.m.

2 Item/Service Required : Police radio device (PPR Police mobile radio device) - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police

Headquarters October 8, 2021, 10:00 a.m.
 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan, Tel.: 022-221-7171 Ext. 2236

教育委員会

宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十七日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十号

宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

本則中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改め、「法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は」を削る。

附則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第十二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示を次のように定める。

令和三年八月二十七日

宮城県教育委員会

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示（平成十七年宮城県教育委員会告示第十一号）は、廃止する。

附則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示（平成十七年宮選管告示第六十三号）を廃止する告示を次のように定める。

令和三年八月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示

宮城県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年宮選管告示第六十二号）の規定によりその例によることとされる行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県規則第七十七号）第四条第一項の規定に基づく告示（平成十七年宮選管告示第六十三号）は廃止する。

附則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

○宮選管告示第百二十二号

宮城県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年八月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

宮城県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年宮選管告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程

規程中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、行

政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改め、「法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員訓令第5号

宮城県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

宮城県代表監査委員 吉 田 計

宮城県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令
宮城県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年宮城県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県監査委員情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程

本則中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年宮城県条例第二十八号）」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十八号）」に改め、「法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年九月一日から施行する。

○宮城県監査委員訓令第6号

宮城県監査委員事務局職員の修学部分休業に関する規程を次のように定める。
令和三年八月二十七日

宮城県代表監査委員 吉 田 計

宮城県監査委員事務局職員の修学部分休業に関する規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）及び職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年宮城県条例第十八号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、宮城県監査委員事務局職員（以下「職員」という。）の修学部分休業の手続等に関する必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認の申請等)

第二条 職員は、法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業承認申請書（様式第一号）を、修学部分休業をしようとする期間の初日の一月前までに（修学部分休業に係る教育施設から修学の許可を受けることとなる日が修学部分休業をしようとする期間の初日の一月前の日以後となる場合にあつては、当該許可を受けた日後、速やかに）、所屬長を経由して代表監査委員に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、修学部分休業に係る教育施設において修学することを証明する書類を添付しなければならない。

3 代表監査委員は、修学部分休業の承認に関し必要な事項を確認する必要があるときは、当該承認を申請した職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。

4 代表監査委員は、修学部分休業の承認の可否を決定したときは、修学部分休業承認（不承認）通知書（様式第二号）により当該承認を申請した職員に通知するものとする。

5 修学部分休業の承認を受けた職員は、当該承認に係る休業時間（修学部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。）の一部について修学部分休業の承認の申請を取り消すときは、修学部分休業承認申請書（様式第一号）により、あらかじめ、所屬長を経由して代表監査委員に届け出なければならない。

6 代表監査委員は、条例第四条の規定により修学部分休業の承認を取り消したときは、修学部分休業取消通知書（様式第三号）により当該修学部分休業の承認を受けた職員に通知するものとする。

(修学状況の変更の届出)

第三条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、修学状況変更届（様式第四号）によりその旨を所屬長を経由して代表監査委員に届け出なければならない。

- 一 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
 - 二 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学したとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたとき。
- 2 前条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

附 則

(施行期日)

<p>1 この訓令は、令和三年九月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この訓令の施行の日から令和三年十月三十一日までの間に修学部分休業をしようとする職員に係る第二条第一項の規定の適用については、同項中「修学部分休業をしようとする期間の初日の一月前までに（修学部分休業に係る教育施設から修学の許可を受けることとなる日が修学部分休業をしようとする期間の初日の一月前の日以後となる場合にあつては、当該許可を受けた日後、速やかに）」とあるのは、「あらかじめ」とする。</p> <p>○宮城県監査委員告示第十八号</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示を次のように定める。</p> <p>令和三年八月二十七日</p> <p style="text-align: right;">宮城県代表監査委員 吉 田 謙</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示（平成十七年宮城県監査委員告示第四号）は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和三年九月一日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会規則第7号</p> <p>宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。</p> <p>令和三年8月27日</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員長 森山 博</p> <p>宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。</p>

改正前	改正後
<p>宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）、情報通信技術利用条例その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等（公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしてある法令、条例等、訓令又は公安委員会告示に基づく申請、処分等の通知、縦覧、作成その他の手続をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電子証明書 申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者又は公安委員会等が電子署名を行った</p>	<p>宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術活用法」という。）の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）、情報通信技術活用条例その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等（公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしてある法令、条例等、訓令又は公安委員会告示に基づく申請、処分等の通知、縦覧、作成その他の手続をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電子証明書 申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等及び情報通信技術活用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者又は公安委員会等が電子署名を行った</p>

ものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であつて、次に掲げるもの（公安委員会等の使用に係る電子計算機から検証することができるものに限る。）をいう。

ア～ウ（略）

（電子情報処理組織の使用）

第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者又は処分通知等（情報通信技術活用法第3条第9号に規定する処分通知等及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者は、公安委員会等が別に定めるところにより、その者の使用に係る電子計算機であつて、次に掲げる機能を有するものを公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続することにより当該申請等を行い、又は処分通知等を受け取らなければならない。

(1)・(2)（略）

第4条・第5条（略）

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合

は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3)（略）

第7条・第8条（略）

（電磁的記録による縦覧等）

第9条 公安委員会等は、電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等（情報通信技術活用法第3条第10号に規定する縦覧等及び情報通信技術利

ものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であつて、次に掲げるもの（公安委員会等の使用に係る電子計算機から検証することができるものに限る。）をいう。

ア～ウ（略）

（電子情報処理組織の使用）

第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者又は処分通知等（情報通信技術活用法第3条第9号に規定する処分通知等及び情報通信技術活用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者は、公安委員会等が別に定めるところにより、その者の使用に係る電子計算機であつて、次に掲げる機能を有するものを公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続することにより当該申請等を行い、又は処分通知等を受け取らなければならない。

(1)・(2)（略）

第4条・第5条（略）

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合

は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3)（略）

第7条・第8条（略）

（電磁的記録による縦覧等）

第9条 公安委員会等は、電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等（情報通信技術活用法第3条第10号に規定する縦覧等及び情報通信技術活

用条例第2条第8号に規定する縦覧等をいう。）を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第10条 公安委員会等は、電磁的記録の作成等（情報通信技術活用法第3条第11号に規定する作成等及び情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。）を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたフレイムに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて複製する方法により行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第11条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。）又は公安委員会等が定めるものとする。

2 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術活用法第9条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等）

第12条 公安委員会等に係る手続等のうち、

用条例第2条第8号に規定する縦覧等をいう。）を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第10条 公安委員会等は、電磁的記録の作成等（情報通信技術活用法第3条第11号に規定する作成等及び情報通信技術活用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。）を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたフレイムに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて複製する方法により行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第11条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。）又は公安委員会等が定めるものとする。

2 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第7条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術活用法第9条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第9条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等）

第12条 公安委員会等に係る手続等のうち、

<p>情報通信技術活用法第6条から第9条までの規定又は情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定による。</p>	<p>情報通信技術活用法第6条から第9条までの規定又は情報通信技術適用条例第6条から第9条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術適用条例及びこの規則の規定による。</p>
--	--

備考 備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第107号

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の規定により、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等を次とおり定め、令和3年9月1日から施行する。

なお、これに伴い、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を利用して行うことのできる手続等（令和3年宮城県公安委員会告示第60号）は廃止する。

令和3年8月27日

宮城県公安委員長 森山 博

1 規則第4条第1項第2号に規定する別に定める申請等は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等とする。

2 規則第4条第3項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この2において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この2において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールアドレスの適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この2において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

3 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

4 規則第7条第1項第2号に規定する別に定める処分通知等は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項（同項ただし書の規定による申請に限る。）の規定に基づき処分通知等とする。

5 規則第11条第1項の公安委員会等が定めるものは、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

別表

法 令 等	規 定
道路交通法 （昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法 （昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 施行規則 （平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

収 用 委 員 会

宮城県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を
ついで公布する。

令和三年八月二十七日

宮 城 県 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会規則第31号

宮城県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

宮城県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県収用委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

本則中「行政手続」を削り、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は条例」を「条例等」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

○宮城県収用委員会告示第十二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示を次のように定める。

令和三年八月二十七日

宮 城 県 収 用 委 員 会

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示（平成十七年宮城県収用委員会告示第二号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。